

(様式2)

日本公認会計士協会
会長 茂木 哲也 殿

秘密保持に関する誓約書

弊社は、貴協会から依頼された公認会計士会館等リニューアル工事業務（以下「本件業務」という。）を検討するに際して、貴協会から弊社に提供される秘密情報につき、下記の条項を遵守することを誓約いたします。

記

第1条 本誓約書における秘密情報とは、本件業務に関連して、貴協会が弊社に対して開示した一切の情報（口頭、書面又は電磁的記録であるとを問わず、また、記録媒体の別を問わない。）とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 貴協会から開示された時点で、既に自ら保有し又は第三者から適法に入手していた情報
- (2) 貴協会から開示された時点で、既に公知又は公用であった情報
- (3) 貴協会から開示された後、自己の責によらずに公知又は公用となった情報
- (4) 貴協会から開示された後、正当な権原を有する第三者より正当に開示された情報

第2条 弊社は、善良な管理者の注意をもって秘密情報を秘密として保持し、貴協会の事前の書面による承諾を得ることなく、本件業務以外に利用し、又は第三者に開示、漏洩いたしません。ただし、弊社は、法令の規制や政府機関の命令等により開示が要求された場合、当該開示要求において貴協会に通知することが制限されていないときは、貴協会に対して直ちに、当該開示要求があったこと及び当該開示要求の時期・内容を通知した上で、法律上要求される必要最小限の範囲で、本秘密情報を開示することができるものとします。

第3条 弊社は、秘密情報を本件業務の履行をするうえで知る必要のある弊社の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）以外の弊社の従業員等を開示いたしません。また、本秘密情報を開示した弊社の従業員等に対しても本誓約書に定める秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該従業員等による秘密保持義務の違反については、弊社が一切の責任を負うものとします。

第4条 弊社は、貴協会の事前の書面による承諾を受けて、本件業務の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合は、当該第三者に対しても本誓約書に定める秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者による秘密保持義務の違反については、弊社の行為とみなし、弊社

が一切の責任を負うものとします。

第5条 弊社は、本件業務の目的の範囲内においてのみ秘密情報を複製できるものとします。この場合、複製情報についても秘密情報と同様に取り扱います。

第6条 弊社は、本件業務が終了し、又は貴協会から要求された場合には、貴協会から提供された秘密情報が記載されている資料、媒体及びその複製物を貴協会に返還するか、貴協会の指示に従い完全に廃棄（電磁的記録については完全に消去）するものといたします。

第7条 弊社は、本誓約書に定める義務を遵守することに加え、開示情報を取扱うコンピュータ（以下「対象コンピュータ」という。）、外部記憶装置（以下「対象外部記憶装置」という。）及び電磁的記録については、次の各号に掲げる秘密保持に関する措置を講じます。

- (1) 弊社は、対象コンピュータ及び対象外部記憶装置には、弊社の管理下にあるコンピュータ及び外部記憶装置のみを使用し、個人的に所有するものを使用しません。
- (2) 弊社は、対象コンピュータにファイル交換ソフトを導入しません。
- (3) 弊社は、対象コンピュータにウィルス対策ソフトを導入するとともに、セキュリティ対策用修正ソフトウェアを適用し、常に最新の状態に保ちます。
- (4) 弊社は、開示情報については暗号化、パスワード設定等、適切な情報漏洩対策を講じます。

第8条 弊社は、秘密情報の全部又は一部につき、漏洩、紛失、盗難及び不正使用等の事故が発生した場合、弊社の責によるものであるか否かにかかわらず、直ちにその旨を貴協会に報告するとともに、その解決に当たるものといたします。

第9条 弊社は、弊社が本誓約書の各条項に違反し貴協会又は第三者に損害を与えた場合には、当該損害賠償の責めを負うものといたします。

第10条 本誓約書の有効期限は、本誓約書差入れの日から、本件業務終了の日までとします。ただし、本誓約書の有効期間の終了にかかわらず、第2条乃至第6条、第8条乃至第9条の規定はなお有効に存続するものとします。

以 上

2024年 月 日

所在地

会社名

代表者

⑨